

## 東村山市有料自転車等駐輪場の指定管理者の指定

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年12月1日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

## 東村山市有料自転車等駐輪場の指定管理者の指定

東村山市有料自転車等駐輪場施設の指定管理者を下記のとおり指定することに議決を得たい。

## 記

## 1 施設の名称及び所在地

	名 称	所 在 地
1	久米川駅南口第1駐輪場	東村山市栄町2丁目29番地2～4、15、18、19
2	東村山駅東口第1駐輪場	東村山市本町2丁目16番地13、16
3	東村山駅東口第2駐輪場	東村山市本町2丁目15番地2、42～44
4	東村山駅東口第3駐輪場	東村山市久米川町4丁目9番地84
5	萩山駅北口駐輪場	東村山市萩山町2丁目3番地3
6	秋津駅第1駐輪場	東村山市秋津町5丁目8番地12
7	秋津駅第2駐輪場	東村山市秋津町5丁目7番地31、32
8	新秋津駅第1駐輪場	東村山市秋津町5丁目6番地12～15
9	新秋津駅第2駐輪場	東村山市秋津町5丁目24番地19
10	新秋津駅第3駐輪場	東村山市秋津町5丁目14番地9、13、14
11	新秋津駅第4駐輪場	東村山市秋津町5丁目9番地3、17

2 指定管理者の候補者の名称等

(名 称) サイカパーキング株式会社

(所 在 地) 東京都中央区日本橋小網町7番2号

(代 表 者) 代表取締役 森井 博

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出するものであります。